

平成 24 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査 1

平成 24 年 7 月 11 日（水曜日）

建設環境委員会会議録

平成24年7月11日 水曜日

午前10時01分開議

午後 0時00分開議（実時間115分）

○本日の会議に付した案件

1. 所管事務調査

- ・生活環境に関する諸問題の調査
（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）
（計画停電時の対応について）
（ごみ非常事態宣言後の状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長	田方芳信君
副委員長	堀口晃君
委員	植原勉君
委員	大倉裕一君
委員	田中安君
委員	中村和美君
委員	橋本幸一君
委員	増田一喜君
委員	松浦輝幸君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

環境部長	福田晃君
環境部次長	原田聡明君
環境部次長	宮川正則君
環境センター建設課長	小橋孝男君
環境センター建設課主査	豊田浩市郎君
ごみ対策課長	山口剛君

ごみ対策課長補佐	高崎博昭君
環境部理事兼環境課長	今井晃君

○記録担当書記 寺原哲也君

（午前10時01分 開会）

○委員長（田方芳信君） 定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日は、生活環境に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

なお、先日の委員会招集にてお知らせしておりました案件以外にも、お手元配付のレジュメのとおり、項目を2件追加しておりますので、よろしくお願いをいたします。

◎所管事務調査

・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○委員長（田方芳信君） それでは、八代市環境センター建設事業の進捗状況について、執行部からの発言の申し出があつておりますので、これを許します。

○環境部長（福田晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 福田環境部長。

○環境部長（福田晃君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

ただいま申されました環境センターの進捗状況について小橋のほう申し上げますが、本日はアドバイザー契約でしたその大体、概要についてを中心に説明いたします。

それから、先般、大倉委員からありました関係でですね、環境センターの建設事業の事業者選定までのフローという形の資料も添付しておりますので、そちらもあわせて小橋のほうの説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたし

ます。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、ただいま部長からありましたテーマ2つにつきまして御説明をさせていただきます。1点目がアドバイザー業務委託です。それから、2点目が事業者選定のフローに伴います実施方針の骨子につきまして御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、1点目のアドバイザー業務委託の提案がございましたので、その最適提案者からの提案内容につきまして、少し要約しております。それにつきまして御説明いたします。

資料の1ページ目をお開きください。

1ページ目には、そのアドバイザーの相手方を決める際に、平成24年の6月4日に3社よりプロポーザルがございました——提案がございました。そのときに評価いたしまして、最適提案者を決定しております。

入札方式が、公募型プロポーザル方式。

それから、事業者選定委員ですが、この業者を決めるのに本市の各部の次長級9名で評価していただいております。

それから、最適提案者は株式会社エイト日本技術開発熊本支店です。

契約期間が、平成24年の6月15日から平成25年の12月27日までとしております。

契約金額が、消費税を含めまして3622万5000円です。

評価基準と評価配点につきましては、前回御説明をしておりますとおりでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

評価基準にのっとりまして、最適提案者の提案内容を載せております。

まず1点目、様式ナンバー1ですが、プロポーザル参加表明書につきましては事務局に直接提出をしていただいております。

それから、2から2-③までは、書類審査後配点をしております。これは事務局のほうで配点いたしまして、各委員さんに手元資料としてお渡ししております。

次、3番目です。業務の実施体制。本業務の実施体制についての提案をしていただいております。

提案内容ですが、ここに、——済みません、こういうふうな提案書が各社から出ております。大体実際はこの厚さの提案内容になっております。これを要約しましたのが、今お手元にお配りしてるやつです。後でこれ、回覧いたします。

まず、業務の実施体制につきましては、会社の組織図及び実施体制図を掲載してありました。

それから、短い工期に対して、——これが約1年間で事業者を決めてくださいという私どもの提案につきまして、短い工期に対して九州支社内で幅広い技術サポート体制を整え、市担当者と対面による支援を行う。電話とか書類だけで済ませず、必ず顔を合わせてから協議を行いますということです。

それから、豊富な施工実績と経験から手戻りのない発注仕様提案を作成できる技術者を配置しますという提案内容でございました。

続きまして、4番目です。

アドバイザー事業者の能力を問うところですが、評価基準が、本市が予定しているスケジュール（実施方針から事業者選定まで）を実施するために考えられる課題とその対応策についての提案です。

最適提案者が考えます課題は、プラントメーカー見積もり期間の作成期間が4カ月と短いということを課題と取り上げております。

その対応策として、初期動作を軽快に行い、本市の処理システムを速やかに理解し、短期工程に配慮した業務調整を行うという対応策です。

2点目が、事業者の提案期間を十分に確保させる。

3点目が、事業者からの情報収集を十分行うため本市からの選定委員会の予定開催回数より開催数をふやすことを提案する。八代市が7回を提案しておりましたので、8回ぐらいは行いたいという提案でございます。

それから5番目です。事業の継続性（20年）——これはDBOの運営期間を示します。継続性20年を担保するための課題と対応策についての提案。

会社が考えます課題は、20年間という長期の運営契約を結んだ先行事例では、公共と民間事業者との間には共通認識が不十分なことが発生しており、様々な課題が確認されていると。

続きまして4ページですが、その対応策として、個別の具体的なリスク対応策を示し、リスク管理方針書を用いた技術ヒアリングを実施しますと。

2点目ですが、有益な提案を引き出すために、民間事業者と技術的対話を行う。これにより、事業者の取り組み姿勢の確認ができる。直接会って話を聞くということです。

それから、評価項目に重みづけをし、民間事業者の有効なアイデアを引き出したいという対応策です。

それから6番目ですが、地場企業の活用や地元雇用等の地元貢献策についての提案。

これにつきましては、地元協力企業が事業者から有利な工事発注を受けられるようなスキーム提案をさせるというのが、会社からの提案です。

それから7番目です。

施設の供用期間を30年程度と想定した場

合、運営期間、20年終了時の長期稼働、——残りの10年ですね、10年以上の想定ですが、これへの低コストで円滑な移行と安定運転を実現するための方策についての提案ということで、同一事業者が事業を引き継ぐ場合を想定した事業計画とすることが重要であると。

20年を終わってから、あとの残りの10年を違う事業者にするということは余りよくないということをおっしゃいます。

それから最後ですが、8番目。本市が施設整備の基本方針の中で掲げている資源の有効利用により、できる限り最終処分しない施設を実施方針に反映させるに当たり、考えられる課題とその対応策についての提案と。

まず、ストーカー方式の課題として、先行事例から、事業者はSPCとセメント会社との処理委託契約を望んでいないことから、長期的な有効利用を図るには課題が残るというのが課題です。

その対応策として、焼却灰の受け入れについては、短期の更新契約によって継続が可能となるであろうということです。

それから、溶融方式の課題としまして、溶融スラグは、公共サイドでの優先的に使用する仕組みの構築が不足しているというのが課題です。

その対応策として、スラグ及びメタルについては、民間事業者の全量引き取りを条件とすることが容易であろうという提案でございます。

以上、最適提案者の——まあ要約でございますが、ポイントだけ載せております。

続けて。

○委員長（田方芳信君） はい。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 続けて、5ページに入らせていただきます。

この前、御指摘がございました議会の建設環境委員会からの意見はどこで言ったらいいのか、それから事務局はどこで聞くのかという御

質問と御提案がございましたので、それにつきまして、この5ページのフローをつくってまいりました。

まず、私どもが今やっておりますのが、先ほどプロポーザル方式で、アドバイザリーの業者が決まりまして、いよいよこのアドバイザリー業務の支援のもとに八代市が企画立案、支援を行います。それによって、この環境センターの事業者を選定してまいります。

その事業者選定委員ですが、現時点で外部委員9名、それから内部委員3名、合計12名の委員で構成しようと考えております。

まず、スタートといたしまして、実施方針の案というのが第1回目のこの事業者選定の会議になってまいります。

案の作成をいたしまして、この第1回目の事業者選定委員会で審議していただきますが、本日その案の前に実施方針の骨子というものをつくってまいりました。

これに対しまして、建設環境委員の皆さんから御意見がいただければと思ひまして、本日つくってまいりました。

まず、その骨子を御説明した後に、実施方針の案を第1回目の会議を9月に予定しております。そこから始まりまして、要求水準書の案と同様に案がまとまりましたら、今度は公表をいたします。

そこからまた、各事業者からの質問があります。これをホームページで公表いたしますので。その質問を整理いたしまして、実施方針を固めてまいります。案がとれた実施方針ですね。

続きまして、特定事業の選定、それから公表をいたします。

ここまで決まりまして、事業内容が固まりましたら、いよいよ入札説明書の公表をいたします。それを見まして、また事業者からの質問等がございます。

それにつきまして事業者から参加したいという表明が、——一般競争入札でございますので参加表明があります。

先ほど、アドバイザリーの提案の中に4カ月程度、——事業者の提案書作成につきまして4カ月程度期間をとりたいと提案がございましたが、それがこの参加表明から提案書の受け付けまでの期間をいっております。この期間を4カ月程度事業者に対してとってあげたいと、十分確保してあげたいという提案がございました。

事業者の提案がございまして、それがいよいよこの事業者選定委員会の評価の対象となります。直接プレゼンをしていただきますので、そのプレゼン内容を聞いて、最終的にこの落札者の決定ということになります。一番、第1位の点数の人を最優秀提案者というふうに捉えております。

決定しましたら、今度は八代市と事業者との基本協定を結ぶ必要がございます。これには建設と運営と両方ございます。2本立ての基本協定になってまいります。この案を建設環境委員会に御報告いたします。

そして、御審議いただきましたら、確定しまして、仮契約を行ひまして、最後に本議会で議決案件として、——1億5000万以上になりますので、議決案件として御承認をいただきたいという流れでございます。

それから、この契約を結ぶに当たりまして、最初の一般競争入札ですので、本来であれば予定価格というのが必要になってまいります。それにかわりまして、今回は総事業費の予定価格というのを、建設と20年間の維持管理費を合わせました約240億円の債務負担行為を打つ必要がございます。

その御承認を、この右上に書いておりますが、債務負担行為ということで、実施方針から入札説明書の公表、この間にどこかで議会承認をいただきたいというふうに考えております。

約、工事期間も入れまして23年間の債務負担行為ということになります。

それから、前回も申し上げましたが、この実施方針の骨子しか議会に御説明できません理由といたしまして、このピンクの点線で囲っております作業が、事業者選定委員会の会議の中身になります。

これはいわゆる総合評価方式による一般競争入札で、入札手続に入っておりますので、実施方針も案から議会への事前説明ができないということになります。

ですので、本日実施方針の骨子を御説明いたしますということです。

続きまして、6ページをお願いいたします。

ここには、後で御質問になられるときに参考にしていただきたいんですが、実施方針とは、それから要求水準書とは、特定事業所とは、それから入札説明書とはということで、言葉の説明をしております。

これを御参考にされて、御質問に使っていただければと考えております。

続きまして7ページですが、いよいよこれから事業実施方針の骨子についてのたたき台をつくってきております。

7ページの前に8ページをお開きいただきたいと思います。

ここに実施方針案の構成ということで、目次を並べてみました。中身についてはこれから案を作成してまいります。実施方針の中に書き込みます項目としてこのようなものがあるということで、ちょっと上から読ませていただきます。最初が、Ⅰが用語の定義です。

それからⅡが、特定事業の選定に関する事項ということで、1が事業内容、2が特定事業の選定、それから3が民間事業者が実施する業務の範囲、4が市が実施する業務の範囲。

それから大きなⅢ番が、民間事業者の募集及び選定に関する事項の中に、1が募集及び選定

のスケジュール、——まあ、あくまでも予定ですが。それから2が応募者の参加資格要件、3が落札者の審査及び選定、——要するに先ほどの事業者選定委員会のことをここでいうわけですね。それから4が応募に係る提出の書類、5が落札者選定後の手続、——この中に先ほど言いました基本協定の締結でありますとか、運営事業者の設立などがあります。それから、6番目に著作権、7番目に応募に係る費用負担。

大きなⅣ番目に、民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項などを記載します。

それから大きなⅤ番目、公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項です。ここは敷地の広さなどを書いております。

それから大きなⅥ番目ですが、事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項。

大きなⅦ番目、事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項。こういったところは、リスク分担の話をしております。

大きなⅧ番目ですが、法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項。

それから大きなⅨ番目、その他特定事業の実施に関し必要な事項。議会の議決等を書いております。

今回、これをもとに今後、実施方針の案をつくっていくわけですが、その中で大きなⅡ番目の1の(4)番に事業目的というのがございます。これが一番この施設を整備する上で八代市の方針を書かなければいけないということになります。それを7ページにたたき台をつくっております。

7ページはちょっと読ませていただきます。

これ、ちょっと字が間違っておりますが、大きなⅡ番の特定事業、——始業じゃなくて特定事業の選定に関する事項です。

その中で、1番目の事業内容の中の(4)番、事業の目的です。これは骨子ですが、ちょっと読ませていただきます。

①本市のごみ処理のあり方及びごみ処理の目標です。

本市では、平成21年2月に八代市総合計画を踏まえ環境分野のマスタープランとなる環境基本計画を策定し、環境目標の柱の一つとして、資源が循環するごみゼロのまちを目指したまちづくりを進めていくこととしておりますというのがあります。

それから、2点目です。

燃えるごみの有料指定袋制度などの導入、また市民の協力のもと、資源の日を設定し、21分別収集を実施するなど、ごみの減量化・リサイクルに努めています。

ですので、ここは努めていますではなくて、今後も努めてまいりますという表現に変わっていくかと思います。

それから3点目ですが、平成22年9月に環境センター施設整備に係る循環型社会形成推進地域計画、——第1期計画ですが、平成22年から平成26年、5年分ですけれども、それを策定し、平成27年度には本市のごみの総排出量は、平成21年度に比ばまして5%を削減し、再生利用率、——リサイクル率ですが、平成21年度に比ばまして5%増加を目標としております。

これは地域計画に出した内容をここに書いております。燃えるごみは5%減らしますが、リサイクルする割合は5%ふやしますというようなことを目標として環境省のほうに地域計画として出しております。

それから4点目ですが、今後、循環型社会形成推進地域計画、——第2期計画ですが、平成27年度から平成31年度におきましては、さらなるごみの削減及び再生利用率の向上を目指し、事業系一般廃棄物につきましては、多量排

出事業者を指定し、リサイクルマネージャーの設置や減量計画の作成等の指導及び助言等によりさらなるその発生抑制や再生利用の推進を図ってまいります。

これはもう既にリサイクルマネージャーは、ごみ対策課のほうに配置してありますが、これも継続してやっていくということになります。

それから②ですが、施設整備の基本方針。これは、前回御説明しましたかと思うんですが、処理システムからの提言の内容を基本に書いております。

まず1点目ですが、市民から分別して排出された資源物の確実な資源化や燃えるごみの処理工程で発生する熱エネルギーの有効利用など、循環型社会形成にさらに貢献するには、新しい施設の整備が必要となります。

2点目です。本市では、平成24年3月に八代市環境センター建設事業に伴う基本計画・設計において、施設整備の基本方針として、以下のとおり掲げ施設整備を進めます。

基本方針の1点目ですが、資源の有効利用によりできる限り最終処分しない施設。2点目、長期の安定稼働と効率性にすぐれた施設。3点目、環境に配慮した安心・安全な施設。4点目、周辺と調和し、市民に親しまれる環境拠点施設を施設整備の基本方針として上げております。

最後に3点目ですが、本事業は、市民の協力を得ながらごみ減量への取り組みを推進しつつ、また基本方針で掲げた施設の実現を目指すために、搬入される処理対象物を安定的かつ適正に処理するとともに、焼却廃熱を利用して発電及び熱供給を行い、環境負荷の低減を図り、循環型社会形成推進に寄与することを目的としております。

概略でございますが、このような事業目的を持って、この施設整備を進めてまいりたいと思っております。

それでは、ちょっと進めます。

9ページをお開きください。

先ほどは、実施方針のお話をいたしました
が、次に9ページでは要求水準書についての構
成を書いております。

これは以前御説明したかと思うんですが、今
回総合評価方式による一般競争入札で事業者を
決める関係上、設計書がございません。ですの
で、業者から提案を受けまして最優秀提案者
を、最優秀事業者を決めるんですが、そのとき
に、入札の際に金額も提出していただきます。
建設費及び運営費ですね。そのときに、どこか
の会社に有利にならないように、このような要
求水準書といいますか、八代市が目指す施設の
概要を書く必要がございます。そうしないと見
積もれませんので、ここに要求水準書として、
一般仕様書的なものを列記する必要がございま
す。

この骨組みについて、ちょっと御説明いたし
ます。

第1編は共通事項です。

第2編は設計・施工業務につきまして今後掲
載していきたいと思いますが、内容につきまし
ては、設計・施工業務の基本事項、それから事
業予定地、配置・動線計画、エネルギー回収推
進施設の基本条件、リサイクルセンターの基本
条件、関係法令等の遵守、設計、施工に係る基
本事項、現場管理、性能保証、瑕疵担保、正式
引き渡しというような、一番基本となるような
流れを書いております。

第2章ではエネルギー回収推進施設、——焼
却や溶融施設なんです、に係る機械設備工事
の仕様。

それから第3章では、リサイクルセンターに
係る機械設備の仕様、——工事仕様ですね。

それから第4章では、電気計装設備に関する
工事の仕様。

第5章では、土木建築工事に関する仕様。

第3編では、運営・維持管理業務に関するこ
とを書いております。

第1章では、運営・維持管理業務の基本事
項。

それから第2章では、運営・維持管理業務の
実施について。ここからは運営に関するさまざ
まなことを書く必要がございます。

それから第3章では、事業期間終了時の取り
扱い。これは20年後のことを明記する、その
後どうするかということをあれするわけですが、
そういったことで、この要求水準書も実施
方針とあわせて、同時に作成していく必要性が
ございます。

これをもとに、業者はこれを見まして参加表
明をしてくるということになるかと思いま
す。

それから10ページ目は、基本計画、基本設
計のパンフレットをつくっておりますが、それ
を載せております。

実は、そのパンフレットをつくるもととなり
ました資料はこれでございます。

これだけ、基本計画と基本設計で先ほど24
0億と言いましたが、この事業費の算定も各メ
ーカーからこの業者が、ことし3月に終わった
んですがアンケートを行っております。で、八
代市がもしこういった事業を発注した場合に参
加しますかと、参加表明しますかというアンケ
ートをとりましたときに、そのときに概略見積
もりを各社からもらっております。それをもと
に、建設費と運営費を合わせまして約240億
の総事業費になるというふうな算定をしており
ます。

それから、このパンフレットのもとになりま
したのが、この中から抜粋しましたのをこの1
枚にまとめたものがこのリーフレットです。そ
のような見方で見ていただければいいかと思い
ます。

簡単に御説明いたします。

基本計画・基本設計の内容ですが、1点目にこの八代市環境センター基本計画・設計の背景及び目的を書いております。

それから2点目に、基本的な方針。先ほど言いました4つの基本方針を書いております。それから右上には、建設候補地の航空写真と位置ですね。場所を書いております。敷地の広さも書いております。

それから、その下が八代市環境センター、施設の構成です。ここにどんな施設を建てるかを書いております。4点、エネルギー回収推進施設。それから、マテリアルリサイクル推進施設、管理棟、計量棟など、大きくは大体この4点を柱に。あと環境学習センターとかいろいろありますけども、大きくはこのような施設を建てていきます。

それから、処理方式につきましては2方式3機種で処理システム検討委員会からの提言がなされてることを書いております。

続きまして裏のページですが、ここには施設の規模を書いております。

地域計画のほうで環境省に出しましたときの処理量ですが、エネルギー回収推進施設では年間3万8486トン、日量150トンの施設をつくと。それから粗大ごみの破碎設備においては1日8.6トン、それからマテリアルリサイクル推進施設につきましては年間3708トン、日量にしまして大体17トンの5時間運転というような施設を目指したいと考えております。

その下には、公害防止基準で処理システム検討委員会におきまして自主管理計画値というのを定めております。これは大気汚染防止法の規制値よりも約2分の1にするという厳しい自主管理計画値を設定しております。

それから、右側に環境センターのイメージ図を掲載しております。

それから、最後に事業スケジュールを右下に

書いております。

このようなリーフレットを作成しておりますということです。

続きまして、参考資料の1ページ目です。

ここには環境省のほうに出しました地域計画の、——この150トン、それから先ほど言いましたリサイクルの17トンの数値の根拠、推計をせないかぬものですから、この平成21年度と平成27年度の現状と目標を書いております。

現状、平成21年度では対象人口が13万4447人、これは新市の枠組みでの人口です。それから平成27年度の目標値ですが、これ国勢調査のデータを使っておりますが、12万7616人であろうということで推計しております。

先ほど、燃えるごみが5%減って、リサイクル率が5%ふやさないかぬということを御説明いたしました。ここに総排出量のところがマイナス5%になっております。4万3432トンから4万1245トンと。

それから先ほどのリサイクル率は、下から二、四、五段目の再生利用率、ここにあらわしております。21年度で16%でしたものを27年度では21%まで上げますという設定を環境省のほうに目標値として提出しております。

こういう目標設定をしないと、交付金はいただけませんので、こういうような設定をする必要がございます。で、私たちはそれに向けて努力をするということになります。

それから2ページ目です。

ここに、地域計画の中に、先ほどのリサイクル率を5%上げるには、じゃ具体的にどういう手法をとりますかというのを書く必要がございます。

ここに、2の施策の内容、——これは抜粋なんです。地域計画からの抜粋で、地域計画の8ページと9ページ目に載せておりますが、

(1)のほうに発生抑制、再使用の推進。アとして、処理手数料等の検討をします。イとして、環境教育・普及啓発に努めます。ウとして、マイバッグ運動・レジ袋対策を行います。エとして、リサイクル推進を行います。オとして、生ごみ対策も行います。カとして、資源分別の徹底、燃えるごみの排出抑制を行いますというようなことで、具体的な市民啓発、それから市民運動につかまして掲載しております。

それから3ページ目は、(2)で処理体制を掲載しております。アに家庭ごみの処理体制の現状と今後。イに事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後。それから、ウが生活排水処理の現状と今後。

実は、この地域計画というのは八代市一自治体で、一つで出す必要がありますので、ここに下水道も地域計画を提出しておりますので、ここにウに生活排水処理のことが出てまいります。で、これは下水道と一緒に環境省のほうに出しております。

それから、エに今後の処理体制の要点などをまとめております。

それから4ページ目ですが、ここには先ほど言いました3万8486トンの年度推計を想定した表を描いております。日量150トンの処理量の根拠となったデータでございます。このあたりを参考にして、平成27年度を推計しております。

それから5ページ目は、一番下に施設規模の根拠となります計算式を書いております。この150トンはどうやって出したかという計算式を出しております。

ここの2段目に施設規模、処理対象物量、年間何トンとあるんですが、3万8486トンを1年間280日運転しますと。それを0.96で、――調整稼働率で割りまして、143トンというのが実量です。それをニアイコールで150トンという切り上げ方をしまして、環境省

のほうには150トンの処理をできる能力を持った機械が必要であるというふうなことで提出しております。

あと細かくは下に、注1と注2に説明をしておりますので、後でごらんになっていただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長(田方芳信君) 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員(植原 勉君) よかですか。

○委員長(田方芳信君) 植原委員。

○委員(植原 勉君) はい。ちょっとお尋ねしますけど、アドバイザー事業というところまで今進んできたわけですね。ここに来て氷川がこれもう参加する、参加しないちゅうのは、もうここに来てははっきり決まるわけですかね。

○委員長(田方芳信君) はい、小橋課長。

○環境センター建設課長(小橋孝男君) はい。氷川町さんの件につきましては、先ほど御説明しました150トンの内訳の中に現時点では入っておりません。

年間処理量3万8000トンは、あくまでも新市の枠組みでして、旧市と坂本、東陽、泉、千丁、鏡、これだけのごみの処理量で計算しておりますので、氷川町さんからのまだ正式な参加表明もございませんし、協議で終わっております。

実は、この実施方針を出すときに、もう機械の整備内容、能力を固めていく必要がございます。そうしないと、もし150トンという数字が動いた場合、事業者は150トンで入札してまいります。見積もりを出してまいります。ですから、現時点ではこの150トンという数字はそのまま事業方針に載せさせていただきたいと考えております。

ですので、協議は進めますものの、基本的に現時点で、参加表明を氷川町からありまして

変更はもう無理であるということになります。

○委員（植原 勉君） はい。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） それでは、アドバイザー事業が始まって委託をされた時点で、もうそれからの参加ちゅうのは不可能ちゅうことで認識してよろしいんですね。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。3つ大きなテーマで氷川町さんと話してまいりました。

一番スタートに地域計画を出す段階、これは広域化といいまして、2つの自治体が連名で交付金を申請する形がとれることができました。その時点で御説明をしております。

2点目、総事業費を出してくださいという向こうからのお願いがありましたので、この基本設計が固まりますことしの3月をひとつの、——その前に大体建設費は100億円程度ですよということで御説明をしておりました。それから3月に、このアンケートで、この基本設計が終わります段階で、大体運営費まで含めまして200億から240億ぐらいかかりますよということで、向こうの処理単価を聞きたいということで希望されておりましたので、それで試算してみてくださいというふうをお願いしておりましたが、1回も御回答はございませんでした。

協議はそのような状況で、ずっとお互いに話し合いをただ続けてきたという段階で、参加の意思表示はございませんでした。

で、3点目に供用開始後の、——坂本方式なんですけど、供用開始後に、例えばうちのごみを処理してくれというふうな御依頼があった場合に、そのときはまた協議をするということになるかと思います。

ですので、現時点では私どもは、もう環境センターの事業を進めないと、ここでまた変更申請を国に出しますと、1番からもう一回、環境アセスメントからやり直す可能性もあります。

ですので、手戻りが相当生じてまいりますので、現時点では150トンの日量の処理量で、実施方針のほうは作成したいと考えています。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） 今の説明聞きまして、途中で氷川さんがかたるて言われたときに、坂本方式で行くちゅうことになれば、補助事業に対しての助成金が最初から違うてくと思うんですよね。

で、補助金はもらえない。八代が独自にしたのに後からかたると。だから、そういうことにつきましては、最初からある程度の時点で、もうこれ以上のことで参加はできませんよという、向こうに対するお断りをする時期ちゅうのがあつとやなかったらと思うんですよね。

で、そこはどんな考えとんなつとですかね。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 非常に委員のほうからありがたいお言葉いただいたんですが、実は今現状がクリーンセンターで旧郡、——要するに坂本を除く、東陽、泉、鏡、千丁の分と、氷川町さんの分でクリーンセンターはごみ処理を行っております。

ですので、事務組合ですと、要するに共同で考えられるんですが、単独自治体が、一つの自治体が施設を建てることに対して、要するにうちのごみも処理してくれというようなことで、私どもが口を挟むものでは、もうないもんですから、あくまでも氷川町さんがどこに、——例えばどっかの違う自治体にごみ処理を頼みたい、それから独自でクリーンセンターを使い続けたい、それから八代市の環境センターにごみ

処理を頼みたい、いろんな方法、選択肢がございます。

ですので、これを私どもが、八代市のほうからどういたしましょうかということは、なかなか言えないことでございますので、その判断はもう氷川町さんが決められることであります。

ですので、私どもがこのタイミングは、先ほど3つあると申し上げましたが、そのタイミングを一応お示しはしてまいりました。しかし、なかなか、特に意思表示というのはこれまでございませんでしたというのが、現状でございます。

○委員（植原 勉君） あと一つよか。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） この耐用年数が20年でなっとつとですけれども、現在の今の中北の清掃センターは20年以上、今使用しとつてすよね。

だから、この20年の計画で委託をして、20年先にじゃ残った分は、環境センターがそれでも使用できるというような状態になったときの、アドバイザー事業の中に、これは、そこんところ入れぬちゃよかつたろうかな。そこんとこちょっと説明して。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。確かにもう20年で壊れるような機械ではないと思います。

ですので、アドバイザーの提案の中にも、もうあと10年、合計30年で使った場合にどういったリスクがありますか、課題がありますかということで、あと10年は十分使えるだろうと。

ただ一つの条件として、同一事業者で、そのかわり運営したほうがいいだろうという提案が

ございました。

ですので、基本的には30年は優に使えると、使わにやいかぬということ。もちろん、そこには大規模改修も必要になってくるかもしれません。

ですので、基本的にはDBOで20年の契約はいたしますものの、機械とすれば30年は優に使えるだろうと判断しております。（委員植原勉君「はい。もうよかです」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） いいですか。

ほか、ありませんか。

○委員（橋本幸一君） ちょっと関連なんです。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） きょうクリーンセンターの話が出たんですが、結局氷川町は氷川町の立場あるわけですが、結局、今現在クリーンセンター利用してるわけですね。で、結局、後の施設の償還とか、後の運営、——こっちの建設後のですね。その辺含めれば、市としてのちゃんとした協議ていうのはやっていかぬと、恐らく後は勝手ですよというわけには全然いかぬわけです。

先ほどの答弁聞いとけば、もう後は氷川町の判断に任せますというようなことを言われたけど、しかし、その部分については、いわゆる協議していかぬと逃げられない部分なんですよ。

その辺についてはきっちりやっぱり、ちゃんと氷川町と向き合っていかなとかなとじゃないかなと。

それともう一つ、結局今、キャパっていうのが日量150トンと。で、その中でまだ協議されとるということは、そのキャパの中で氷川町の部分も処理は可能だということも、結局言われとつとじゃないかなというような、私今聞いてみてですね、ちゃんと申請上は八代市の部分で日量150トンでしますと。しかし、今、一部分何か言葉濁されとつたけど、それもあるん

じゃないかなと、今聞いって感じたんですが、その辺どうなんですか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） まず1点目の現状の課題です。

もちろんおっしゃるとおり、八代市がごみの部門を事務組合から脱退しましても、あとの最終処分場の管理、それから起債償還の問題は残ります。これはもう当然話し合っていかなければいけないし、ただ違いますのが、そのことと環境センターに受け入れをしたいということとは少し次元が違いまして、八代市が1施設でつくるということと、それから国や県が昔広域化という言葉をよく使っておりました。1つの自治体に2つの施設は要らないと。

しかし、今はまだ2つの自治体ですので、これが1つの自治体になるか、——1つの施設になるかという方向で本当は持っていきたいんですけども、あくまでもこれは自治体の長がいらっしゃいますので、その御判断につきましては我々がどうこう言うことでもないということです。

それから、この地域計画を出すときに、交付金を申請するときに、連名で出せばよかったんですが、そのときに建設費のこと、それから維持管理費のこと、それから起債償還のことも当然議論せないかぬだったんですが、その時点では氷川町さんからの意思表示が全くなかったということです。

ですから、地域計画はあくまでも八代市単独で今環境省のほうに240億円というか、第2期計画まで入れますと240億円で申請をせないかぬとですが、実施方針を出してしまうということは、結局業者をもう募集するわけですので、このキャパが150トンに氷川町さんが入ってるか入ってないかという議論を今やれなく

なっていました。

要するに、今やりますと地域計画から、スタートからやり直しちゃうことになります。ですから、交付金を、——建設費の分の、例えば交付金が3分の1来るんですけども、その分を2つの自治体で割り振るということが可能だったんですが、もうそれができなくなったということです。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 確かにわかっですよ。申請上は、今、きっちりそのとおりなんです。で、今ただ、結局今、坂本方式とか言われたけど、結局今150トンのキャパの中で、その辺もある程度は、まあ内輪の中で頭の片隅にはあられるんじゃないですかという、私は今、そこを問うたんです。

それはもう申請上は確かにそうです。おっしゃるとおりです。

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。

○委員（橋本幸一君） （笑声）はい。結構です、もう。そこは。

○委員長（田方芳信君） じゃ、ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） それと、もう一つよろしいですか。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 3方式の中でされるということですが、結局ストーカーと溶融であれば、ストーカーの場合は最終処分場をセットでやった場合の総建設費ですね、工事費と、溶融というのは余り結局変わらぬとですね。

ストーカーの場合は、最終処分場をつくるから、その部分にかなり金がかかるから、トータルとした場合。しかし今回の場合、八代は最終処分場はつくらないということになれば、結局あとの灰の処理、仕方によって、非常に工事費かかってくるわけですね。

これ聞いとれば、どうも何かストーカーのほ

うに偏っていきよっとじゃないかなと、今私も錯覚受けたんですが、それ違うんですか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 逆ですね。それは実はですね、このアドバイザーの中に、その比較をやっばしてあります。（委員橋本幸一君「ああ」と呼ぶ）で、3社とも見ましたら、最終処分場を持ってない八代市さんにとっては、最終処分場に埋めたほうが確かに単価は安いんです。今菊池に持っていったるトンの2万——（「2万5000円」と呼ぶ者あり）2万5000円で済むんですけども、（「2万7000円」と呼ぶ者あり）2万7000円で済むんですけども、やっぱり最終処分場を持ってませんので、まずは建設費は度外視しましても、例えば処理費として2万5000円でもう済まなくなる。

要するに、セメントの原料として持ち込みますので、その費用はストーカーのほうが当然高いという判断をしてあります。その最終処分という項目につきましては。しかし、全体の維持管理費につきましては、溶融のほうが高いですよ。やっぱ明確にうたってあります。

ですので、環境部といたしましては、どちらの機械が来ましても残渣があります。残渣が発生しますので、埋めなければいけない物がトンの、1日に1トンないし2トンございますので、いずれにしましても最終処分場は必要であると。

永久にセメントの原料で工場が受け入れてくれたとしても、焼却灰も溶融スラグもやっぱり残渣が出ますので、最終処分場は必要ですので、当面は埋めない形をとっていきますけども、資源化の方法とっていきますが、自治体の事務としまして最終処分場は持つべきであるというふうに、これはやっぱり処理システムの提

言の中にもありました。先生方からもありましたので、早い時期に最終処分場の候補地をやはり見つける必要があると考えております。

○環境部次長（原田聡明君） はい。

○委員長（田方芳信君） 原田次長。

○環境部次長（原田聡明君） はい。先ほど小橋課長のほうから逆であるという発言がありましたが、ちょっと言葉の使い方がいかなんかと思ひまして。逆というよりも、どちらもあるというふうな意味でございます。

以上でございます。（環境センター建設課長小橋孝男君「済みません」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） よろしい。

中村委員。

○委員（中村和美君） はい。20年30年ちゅうの、こら溶炉関係の耐用年数の計算だと思うが。私のが心配しとったとは、この前も言いましたけど、塩害、この建物全体の塩害の対策というのも、これは考えておかななくちゃ。

例えば今、中北の清掃センターにしても、条件的には八代海の中にあるから、そういうの中での塩害、今までの塩害、中北清掃センターでの塩害。そういうのもやはり、この今度の新しい建物をつくるには、やはり含んで建物をつくらぬことには、中だけ頑丈にしとっても外が塩害でやられて、また何千万、何億で要りますよじゃいかぬと思いますので、そういうところはやっぱ建設段階で、やっぱりすべきところだと思いますので、よろしく願いしときます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） じゃ、一応それは要望ちゅうことで。

○委員（中村和美君） はい。要望です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） よかですか。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。説明の冒頭に、

部長のほうから、私から要望があった資料の提供っていいですか、説明をとということであったんですけども、私が前回の6月定例会の委員会の中で話をした内容というのは、これまでどういうものを決められて、これからどういうものを決めなければならないのかということで、お話をといいですか、資料請求をさせていただいたというふうに私は思っていました。

今回、この部分、特に事業者選定までというふうに区切られてということでありましたけれども、最初の要求からすると資料が私はまだ調べてないというふうに思っているわけですが、この後また資料が出てくるということで理解をしてよろしいのでしょうか。

○環境部長（福田 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福田部長。

○環境部長（福田 晃君） はい。済みません。これまでのちゅうことですので、きょうは持ってきておりません。申しわけございません。ありますか。

私どものほうが、きょう特に今後の予定ちゅうことで、ちょっと重点的にしましたものから、予定ちゅうことで重点的にしまして、こちらのほうでってことで考えまして、少しそこが——済みません、これまでの分についてはちょっときょうは持ってきておりません。申しわけございません。

○委員（大倉裕一君） 委員長、いいですか。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。スケジュール的にタイトという言葉も前回使われたと思います。であるならば、なおさら事業、その供用開始っていうまでのスケジュールをしっかりと管理する上でも、そういった何を決めなければならないのか、そして何を決めたのかという部分はですね、しっかり資料として押さえていく必要があると思うんですね。

進捗を押さえていくという必要があると思い

ますので、再度その点については資料要求をしておきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。（環境部長福田晃君「それでいたします」と呼ぶ）

委員長いいですか。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） その点については、前回私はお願いをしておりますので、この場で資料請求という取り扱いにはならないと思いますので御理解を。

○委員長（田方芳信君） じゃ、よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 前回の委員会の中での資料要求という位置づけでいいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） はい、わかりました。はい。

じゃ、ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。事業者選定までのフローというのが今回出されています。

先ほども言いましたように、議会にどういったものを説明をして、何を決定を求めていくのかという形になると思うんですが、ここに議会というふうに黄色い枠囲みでフロー図示されてるんですけど、この議会というのは委員会なのか、本会議なのか、そのあたりを具体的に教えていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。まず、一番上の実施方針の骨子につきましては、建設環境委員会を示します、——に御説明と意見を求めたいと考えております。

それからもう一つ、ここに出ておりませんが、以前一般質問で幸村議員とか田中議員のほうから御要望がございました、一般市民からの意見は聞かないのかという御要望も御質問もご

ざいました。

で、我々といましては、なかなかパブリックコメントをいただくには少し時間と、それから一般市民のどの方々からいただいたらいいのか非常に迷っておりまして、その代表格となりますパートナーシップ会議というのが環境課が所管しております。ここから御意見をいただく方法をとっていかうかと、今後考えております。

あの会議がですね、各NPOとか、それから市民団体の長の皆さんの集まりでございますので、そこからの御意見もこの実施方針に反映させられればというふうに考えております。

それから、一番下の基本協定案。これも建設環境委員会への御報告になります。この後に仮契約というのを行います。通常の一般競争入札の場合、仮契約をいたしまして、最終的に1億5000万円以上の議決案件でございますので、最終的には本会議で御承認をいただくということになります。

そのような流れでこの議会という言葉を使わせていただきました。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。実施方針の中にパートナーシップ会議ですかね、そちらのほうの意見を入れられたいということでしたので、その点については理解を示しますが、議会とですね、議会と例えば実施方針の間に矢印を引っ張ってあるんですが、この時点で、この矢印の両方向を向いてるわけですが、この矢印、両方向を向いてる意味というのは、どういう意味してるんでしょうか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。実は、委員長のほうとこの表を作成いたしましたときに、委員長からちょっとアドバイス

をいただきまして、例えば今回の、本日だけでこの説明とか報告を終わりますと、意見をいただいた後にですね、反映したかどうかはわからないということで、実施方針案を第1回目のこの事業者選定委員会に出すまでに、あと何回かこの建設環境委員会を開いていただきたいという要望を委員長に伝えたところでございました。

ですので、また本日御意見いただいて、またフィードバックさせるような形で建設環境委員会を開いていただければ、反映できる項目もあろうかと考えております。

以上です。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。委員長から適切なアドバイスがあったということで、はい、そこは理解を示したいと思いますが、このパートナーシップ会議の意見集約、時期的にいつなのか。その点はどの時点ぐらいを考えておられますか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。まだ環境課のほうで今、日程調整をされておりますが、予定では8月のお盆前ぐらいに1回会議が開ければということをお聞きしております。まだ確定はしておりません。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。要望という形になります。これまで議会の委員会の意見、議会の意見というのがどの時点でどういうふうに反映をされてきたのかわからないというのが、やっぱりどの議員もお持ちだというふうに思います。

そういった意味もあるので、本会議の一般質問あたりでそのような声がですね、出されてい

と思いますので、そのあたりはしっかり見える形にさせていただいてですね、各議員に対する情報提供をですね、お願いをしておきたいというふうに思います。

それと、——いいですか。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。フローの部分は終わります。

8ページの実施方針と9ページの要求水準書の案のこの項目についてなんですが、これはどこから引っ張ってこられたんでしょうか。何かこういった基準があるのかどうかというところを示していただきたいと思います。基準か指針か何かあるのか、標準的なものがあるのか。

○環境センター建設課主査（豊田浩市郎君）

はい、済みません。

○委員長（田方芳信君） 豊田主査。

○環境センター建設課主査（豊田浩市郎君）

御指摘の分については、要求水準書及び実施方針のこの資料につけてます目次については、あくまで先進事例ということで掲載しております。

これに基づいて、原則この仕様、目次ということで、各事項を網羅していくことになると思います。

以上です。

○委員（大倉裕一君） いいですか。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。先進事例ということでした。私も自宅のほうに資料が届けられておりまして、久留米市の実施方針だったんですが、何で久留米市なのかなというのがよくわからなかったんですけど、先進事例でうまくつくりますという意味をしてるのかなというふうに思うわけですが、やはり八代市に合った実施方針という形にならないと、これはもうおかしいと思いますので、ぜひその点はですね、わかっておられると思いますけど、先進は先進とし

て、八代に合った実施方針で要求水準というものをつくっていただくように要望しておきたいというふうに思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 7ページ、特定事業の選定に関する事項ということで、今お示しをいただいた環境センターの整備・運営実施方針の中の1の（4）というようなところで、①番目に本市のごみ処理のあり方及びごみ処理の目標ということが掲げてございます。

環境目標の柱の一つとして、資源が循環するごみゼロのまちを目指したまちづくりを進めていくこととしています。これが私が、——私がというか、八代市が求めている最高の今後やる方向性だと思うんですね。

であるならば、その10ページのところの、八代市環境センター事業建設に伴う基本計画・設計というものがございまして、その一番最初にある八代市環境センター基本計画・設計の背景、そして目的、このところにですね、この資源が循環するごみゼロのまちづくりを目指しているということをですね、やはり明記するべきだと私は思うんですけども、その辺はいかがですか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。申しわけございません。一番大事なことを基本設計の段階で。これはもう別にあえて抜いたわけではございません。あくまでも一番最高位にありますのが、この環境基本計画の中身でございまして、私たちが目指すところはもう今副委員長がおっしゃる内容でございまして、これはもう単純な漏れでございまして。どう

も失礼いたしました。

○委員（堀口 晃君） わかりました。

委員長。

○委員長（田方芳信君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。もう一つ。債務負担行為について。これはいつの段階で、23年のですね、230億、240億と。今240億というようにおっしゃいましたけども、240億円の債務負担行為を議会が決めなければならない時期。これ、いつの段階でその240億円の23年間という非常に長期な部分の債務負担行為をですね、いうならば、毎年10億円ずつしますよという、この方向性。

いつ、この今の私たち、この今いる議員の中でですね、決めるべきものなのか、もしくはその次に決めるものなのか、時期的には23年先のことをですね、240億円という非常に大きなね、債務負担行為を決めないといけないというのは慎重にしないといけないと思うんですね。

で、今突然その債務負担行為が23年あると。そして240億円ですよということを初めてここで明らかになったわけなんですけども、これをどの段階でどういう積算根拠のもとでですね、お話をされたか、簡単に今おっしゃいましたけども、非常に大切なことだと思うんで、その辺はちょっと丁寧に説明をしていただけますか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） まず、この事業の始まったところに、トン当たり建設費というのを大体試算するんですが、以前はトンの1億円とか言ってました。100トンのごみ処理施設でしたら建設費に100億円かかるだろうというふうに言われておりましたが、現状では相当落札率が下がって、大体

トンの五、六千万というふうに言われております。

で、この240億円の内訳でございますが、まず建設費のほうは約3年、建設期間が3年かかりまして100億円から120億円ということで、この基本計画の中で各メーカーからアンケートをコンサルタントがとっております。

ここで建設費をまず3年間終わりましたら、お支払いいたします。残りの100億円から120億円につきまして、20年分で均等払いと、それから少し変動払いの部分がございします。均等に割りますと約、20年で割りますと120億円ですと6億円ずつという維持管理費を毎年均等に払ってまいります。

ですので、一発でその240億円を20年間で割るのではなくて、まず建設にかかった費用につきましては、通常の工事みたいにできてしまいましたらお支払いすると。それからSPCで、——特別目的会社でつくりましますところの20年間の運営費用につきまして、20年で割って、例えば220億円ですと年間に6億円ずつ20年間払い続けるということで、あとの維持管理のこぼこにつきましては、もう全部維持管理会社のほうで賄っていただくと。八代市は毎年6億円ずつしか払わないということになります。これはもうあくまでも現時点での判断でございます。

それから、積算根拠につきましては、最初申し上げました、ここに6社から7社ぐらいのアンケートの見積もりの結果が載っております。これはA社、B社という表現をしてありますが、その出した概算見積もりにつきまして240億円ぐらいであろうということで、この債務負担行為を起こします際に、まず予算執行するためには総枠で概算事業費が必要でございます。

それから、債務負担を打っておきませんと業者が決まったときに契約するお金がございませ

ん。ですので、当初に建設費と運営費を合わせた240億円で債務負担行為を打っておく必要があるというふうに自治法のほうに書いてありますので、それで議会承認をいただくという進め方になります。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今おっしゃったのは建設費という部分と、それからその後の、供用開始した後の管理運営という部分と2通りあるという、それを今回は一括して債務負担行為するんだっていうお話なんですけど、であるなら、最初に建設費だけをね、債務負担行為をして、で、でき上がるか否かというときにですね、まだその前の段階で、もう一回、再度、今度は運営費についての債務負担行為を打つという、この2パターンぐらいでのやり方は考えられなかったのかというのはどうですか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） はい、小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。今もうまさしく副委員長がおっしゃったそのDBOとDBプラスOという2つの方式があるんですが、例えば建設をしてしまいまして、その後に維持管理会社を決める方法も確かにございます。

その場合は、最初に建設費だけを議会承認いただいて仮契約の後、本契約という形になります。で、建設会社が決まってつくってしまいましてから、通常ですと維持管理会社を決めていく手続になりますが、DBプラスOではなくてDBOの場合は、この建設会社と運営会社という2本立ての契約を同時にすることにメリットがあるというふうに言われております。

ですので、八代市がDBOという設定をいたしました以上、同時にこの債務負担行為を起す必要があるという。後でスキームの話といい

まして、会社の構成図というのを久留米市のちょっと何ページだったかな、あれ。参考資料にお渡ししましたところに載ってたかと思うんですが、その会社の構成図を見ていただきますとDBOの進め方が、25ページに載っておりますけども、ここにSPCというのが運営会社でして、あと建設会社とか、それから設計会社とかいろんな会社が出てまいります。で、そのあたりが2本立てになるということですね。建設に関する会社と運営に関する会社。

ですので、DBOの場合は、これを同時に基本契約を八代市と結ぶという方法が一般的であるというふうに考えております。（委員堀口晃君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。一応理解はするところでございますが、じゃ時期はいつごろの段階で、この240億円と予想される部分について、議会のほうの承認が必要になってくるかというところはどうですか。

○委員長（田方芳信君） 宮川次長。

○環境部次長（宮川正則君） 今回、DBOの作業に入っておりますけども、実際の市の内部でこの予算の執行を決定する段階で債務負担行為が確実に必要になると考えております。

ですから、このフローでいきますと、特定事業者の選定・公表、この段階では最低必要かなと。一番下に下がってもですね、入札説明書等の公表、ここの段階では債務負担行為が必要であると考えております。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。じゃ、今このフローで見ると実施方針の骨子をつくるのは大体9月の30日、9月末日までにはこの骨子をつくって、そして事業者選定委員会に総合評価と

いうことで審議をしていただくというふうなことに入るわけですね。

要はそれが10月ぐらいとなると、少なくとも10月、11月ぐらいにはもうそのことが臨時議会か何かでは議論されるというふうな時期になるのかなというふうに思うんですが、そのくらいぐらいの時期なんでしょう。12月までには入らないですね。12月議会にはということではないんですね。どうなんですかね。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。もう御指摘のとおりです。ここが確定いたしませんのは、我々事務局といたしましては、この入札説明書の公表、これがまず参加業者を参加募集させるための大きな山場になります。これをことしの年内、12月までに募集をかけられましたら、アドバイザーから提案がありました4カ月間の設計期間が必要と考えますということです。大体この入札説明書の公表を年内にもし行えれば、その前に債務負担行為を御承認をいただければというふうに考えております。

です。9、10、11ぐらいで実施方針から特定事業の選定まで行ければ予定の範囲内に入ってくるのかなというふうに考えてます。

○委員（堀口 晃君） わかりました。

委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。ということは、12月ぐらいまでには債務負担行為のやつを議会承認が必要であるというような方針でございますが、非常に大きなことでございますので、よくよく議会のほうには説明が必要だと思っております。

先ほど、大倉委員がいろいろ今後のスケジュールというのをね、お聞きになられたんです

が、この建設環境委員会を開催するに当たっては委員長、副委員長とあと執行部でちょっとお話をする時期がございまして、そのときにいただいた資料に関しては、建設環境委員会この時期にあります。そして全員協議会はこのようにします。そして、あと再度建設環境委員会をこう開きます。市民の皆さんの意見を聴取するのはこうですよというふうなところを示した表がいただいたような気がするんですが、それを皆さんにお渡しするわけにはいかなかった理由は何ですか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。実は議会事務局とも打ち合わせしまして、先ほど大倉委員のほうに御説明しました、要するに実施方針案ができるまでにどうやって説明機会をつくるのかということで、1回きりでは当然できませんので、そういったことを委員長、副委員長と、それから議長、副議長ともあわせまして御協議いただいたところで、あくまでも今副委員長がおっしゃいましたこのスケジュール表は案でございまして、まだ議会事務局とのほうとも詰めもできておりませんし、また議員さん全員で勉強会をしようというプランニングにつきましても、これ、議長から温かい御提案があったということというふうに捉えておりますので、現時点で事務局側がこうしようあしようという計画表ではないということです。

ただ、御説明の機会の場はたくさんつくりたいというふうに考えております。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。その日程的なものについてはですね、また詰めるとしても、少なくともこういう非常に大事なものというの

は、9月までにはこの実施方針の骨子をね、ある程度つくらなければならない。そのためには議員皆さん、もしくは市民の皆さんの意見というのをやっぱり反映させてほしいという気持ちは前回もあったようなところですよ。

だからこそ、今回こういうふうな形でですね、議会の中で皆さんにはこういう手順でね、今進めようとしているんだと、まだこれは確定ではないんだけどというふうなお話はですね、私はもう堂々としてよかような気がずっとですけどね。

まあ今後そういうふうなことをある程度決まりましたらですね、早急に皆さんにその資料をですね、一応予定として、あくまでも予定として、時期は未定ですよというようなことで、こういうふうな形で市民の皆さんからの意見の聴取、それをどういうふうな形で反映するかというところも含めてですね、ぜひその辺は計画を早急に皆さんにお渡しをしていただきたいというふうに思います。

○委員長（田方芳信君） 一応それは要望ちょうことで。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） はい。ほかありませんか。

○委員（橋本幸一君） もう一度よろしいですか。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 債務負担行為を年内どうこうってあるんですが、今のスケジュールの中で、私前回もちょっと聞いたと思うんですが、国・県の許認可の、この件によってこのスケジュールっていうのは変わり得る可能性もあるわけですか。その辺、そこんと、今工事だけ進んで、結局そっちのほう全然ついてなかった場合、何のための債務負担行為だったかに恐らくなってしまうと。（環境センター建設課長小橋孝男君「そうですね」と呼ぶ）その辺の連

動とか、関係ていうのは。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。もう委員おっしゃるとおりで、一番大事なところでございますが、ただ御報告これまでできなかったことも少し理由がございまして。

といいますのが、一つの節目節目に根拠がございまして、例えば県が港湾計画の変更をしていただきたいんですが、そして都市施設としての位置づけをしていただきたいんですが、港湾計画の変更は終わらないといけない。そのためには環境アセスメントが終わらないといけない。一つ一つの条件を出してこられます。それから住民同意も、地元周辺の同意も要りますということで、これまでずっとそのステップを踏んできたつもりでございます。

で、国と県とも、そうですね、月に数回のペースで、——きょうも実は昼から県と国と三者協議を行うんですけども、そういったことで土地を売っていただけるという確信が、実はまだいただいておりません。といいますのが、その港湾計画の変更をやらないと、あの土地が、要するに売れる状態にならないということです。そこをきょう、——早い時期に詰めたいと考えております。

それから、事業者が決まるこのタイミングと県や国が土地を売り払いしていただくタイミングとがどうなのかということなんですけども、確かにこれ事業者ばかり先に決めましても土地が買えなければ、もう本末転倒です。それはもう確かにもう御指摘のとおりなんです。そのスケジュールも、この実施方針をいつ出すということも踏まえまして、県と国にはずっと今お願いをしております。

それから、手続に入りました際には、速やかに売り払いの手続というか、番地をつけてですね、特に国につきましてはまだ海域です

ので、番地をつけていただいて、登記をして
いただいて、やっと買えますので、その手続
を短期間に行っていただけるようお願いを
してる段階でございます。（委員橋本幸一君
「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） ほかにありません
か。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。済みません、
フローのところどやん考えてんやっぱ理解
のできぬので、もう一回再確認の意味で質問
させていただきますが、実施方針の骨子の部分
だけ委員会のほうに説明をするという御説明
だったですよ。

で、議会のほうに債務負担行為を求めてい
くという枠があるわけですが、骨子だけで本
当に債務負担行為を求めることがふさわしい
のかなと。そこで思うのが、実施方針の案が
具体的にできた時点、要求水準書の案がで
きた時点、ここで議会とのやりとりというの
がもう一つ必要になるんじゃないかなと、そ
ういうふうに考えますが、どうでしょうか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） は
い。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） は
い。確かに骨子だけ御議論いただいて実施方
針の案について全く御意見がいただけないと
いうのは、確かに非常に矛盾してるかと思
いますが、一応ここで案ができましたら、案に
つきましてのホームページの公表を行います。
ここの公表を行います同日に建設環境委
員会を開いていただければ、要するに市民や
事業者に触れる前に御審議いただけるのかな
というふうに考えております。

ただし、ただしですね、このピンクの点線
内につきましては報告になってしまいます。

そのことだけは御理解いただきたいと考
えております。あくまでも事業者選定委員会
の委員の皆さんが御審議いただくのがこのピン
クの範囲内でございますので、建設環境委員
会のほうへはこのピンク内の作業につきまし
ては、全て御報告という形をとらせていただ
きたいと考えております。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） ホームページで公表
をされる、議会のほうにもお知らせはするけ
ど報告だということですよね。本当にそれで
いいのかなという気がしてなりません、市
民から意見があってもそれは反映をされな
い、それでほんといいんですかね。

○環境部長（福田 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福田部長。

○環境部長（福田 晃君） はい。ただいま
申し上げております実施方針案及び要求水準
書案の公表でございますけども、これにつ
いてはもう既に入札の行為ちゅう形になっ
てしまってますから、この実施方針や要求水
準書について質問ができるのは参加希望の事
業者のほうから、これについてはどうです
かと。という質問があったときの、そういう
意味の案でございます。

で、それについて、あ、そこは、じゃこ
は間違うとりましたねちゅうことでそこ修
正するとか、いいえ、そこはこうですよと
回答するという意味の実施方針案でござい
ますので、この実施方針案の前に実施方針
の骨子ちゅうところで、今大倉委員がおっ
しゃってます、ずっと議会との、建設環境
委員会とかのやりとりを済ませまして、一
応最終的な決まったものをこのままいたし
ますので、その後に今度は業者さんが言わ
れて何とかと大きく変わることは普通はな
いと思います。

多分参加資格とか、これについてはどう
ですかとか、そういう小さな点だと思います

で、これについては実施方針案で書いてございますけども、これはもう既に入札行為ちゅうことで、参加事業者のほうから質問があったときの案ということで御理解いただければと思いますけども。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。確認をじゃさせていただきます。実施方針案という、ちょっと水色がかっている中でありますが、この時点で公表をされるというのは、実施方針の骨子の部分で最終確認をされたものを公表されるということで理解していいですね。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。まず、骨子が先ほどのタイトルだけを書きました8ページと9ページがございましたが、あの小項目、大項目の件をきょう御説明したところなんです、あれに中身を今後八代市として肉づけをしていきます。

それから、設計書にかかわります要求水準書につきましては、ある程度八代市の意向が反映されるように具体的な資料をつくっていきたいと考えております。ただ一般に言います特記仕様書でありますとか、具体的な仕様書は今回添付できません。それは、各メーカー偏った御意見、——仕様書になってしまいますので、全ての参加希望をされるメーカーが見積もれる段階までの仕様書として要求水準書をつくってまいります。

ですので、先ほど大倉委員からございました議会の意見が反映できるのは、この骨子と一緒に御説明いたしました八代市の事業、処理目的でありますとか、それから将来像でありますとか、そういったところはたくさん御審議いただきたいと思います

が、この中身の工事概要につきましては、これはもう一般の工事仕様書になりますので、これにつきましては事業者からの質問しかもうほとんどございませんで、それを修正しまして案をとっていくというような形に最終的にはなっております。

ですので、それはあくまでも建設環境委員会には、この事業者からの質問に対して八代市でこう答えましたとゆった、そういった報告内容にとどめさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 難しか説明は要らぬとです。要は実施方針案というのが実施方針の骨子の部分で確認をされたものが出てくるわけですねということで、はいかいいえで答えていただければ、非常にシンプルでいいんですけど。部長、どちらですか。

○環境部長（福田 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福田部長。

○環境部長（福田 晃君） はい。おっしゃるとおりです。実施方針を踏襲ちゅうことでしてもらいますから、当然それが実施方針案の中に当然反映されてると思ってください。

○委員（大倉裕一君） はい。オーケーです。

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で八代市環境センター建設事業の進捗状況についてを終了します。

ちょっと小会します。

(午前 11 時 25 分 小会)

(午前 11 時 29 分 本会)

・生活環境に関する諸問題の調査（計画停電時の対応について）

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

次に、計画停電時の対応について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○ごみ対策課長（山口 剛君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 山口課長。

○ごみ対策課長（山口 剛君） はい。ごみ対策課の山口でございます。清掃センターの計画停電に対応します運転方法について、きょう御説明をさせていただきます。では、座って説明させていただきます。

資料、表紙をめくっていただきまして、九州電力計画停電における清掃センター焼却炉運転操作手順ということで、フロー図を作成しております。

九州電力から 7 月 2 日から 9 月 7 日まで計画停電が実施される予定ということで公表をされております。清掃センターは、そのうちグループとしまして B の 18 グループというところに属しております。

市内では同一グループは旭中央通ですとか、大手町、千反町、中北町、それから迎町のグループと同一のグループとなっております。

計画停電を実施します場合には、一応 8 時半から 21 時までを 6 分割ということで 1 分割当たり約 2 時間半という停電が実施される予定でございます。

その場合に、まず停電のスケジュールということでございますけれども、九州電力の供給電力の余力が約 3 % を切ると予測されます前日に、午後 6 時に計画停電の実施予告というものが発表をされます。これは九電のホームページほか報道機関、その他の機関を通じまして予定

を発表はされるわけでございます。

清掃センターにおきましては、発表後実際の停電が実施されますまでに 12 時間半から 24 時間半の猶予という時間がございます。

一応前日の 18 時に発表されました後、その次の日の計画停電の予定時間というのがカレンダーで既に発表をされておりますので、それに合わせまして清掃センターの運転の停止作業ということが必要となってまいります。

一応、計画停電が実施されます時間に合わせまして、約 6 時間前から消火作業に移る必要があるということになります。

これはですね、6 時間前から消火作業を始めます理由としましては、投入ホッパー内に入っておりますごみと既に炉の中を通っておりますごみが、完全に焼却されるまで約 5 時間半程度必要となってまいります。

この途中でもし停電が実施されますと、排ガス処理装置ですとか、その他の機器が停止をしてしまいますので、途中で黒煙が発生したり、そういう事態が起こるということになりますので、一応完全に消火させて停電を迎えるという作業に入っております。

それから、フロー図で 2 通りの矢印で示してありますように、計画停電の予告を実施したものの当日の需用がそこまで上がらなかった場合、計画停電が中止ということで、これも九州電力のほうから発表がされます。これが約、実施時間の 2 時間程度前までには発表するというようなお話でございます。

停電が中止されますとそのまま今度が一番下の、表の下の方に行きまして、炉の運転の再開準備ということに入っております。一たんごみの量が減っておりますので、温度が下がってきておりますので、それをもう一度再熱して、火力を上げてするという作業がこの場合でも必要となってまいります。

一方、実際に計画停電が実施されるという

ことになりました場合には停電開始前の2時間前に通告がなされます。その場合にはごみを約5時間半かけて消火しておりますので、約30分ぐらい前までに完全に焼却を完了させたいというふうに思っております。

その後の作業ですけれども、消火状況の確認をいたしまして、それから受付関係につきましては、実際の停電の確定から実施までに2時間と非常に短うございますので、周知する期間、非常にないということで、こちらのほうにつきましては、計量器のほうの稼働を可搬型発電機を用いまして運転をさせるということで、受付業務については継続して行っていくという方針でございます。

それから、備えつけております非常用発電機がございます。こちらのほうで炉の冷却を維持する必要がございますので、その冷却に関する部分だけの容量をこの非常用発電機は備えております。そういうことで、冷却部分を継続させるために非常用発電機を稼働させるという方向でございます。

それから、復電の際の作業員の安全を確保するために機械の電源カット、その辺の再確認をさせるというふうにしておりまして、そういうもろもろの諸確認が終わりましてから停電を迎えるということになります。

停電が実際開始されますのが予定では約2時間半ということになっておりますけれども、九電からの説明では約2時間程度で終了をするという見込みというふうなお話を伺っております。

再開後につきましては、設備の点検を行いまして、電源切りかえ、その他行いました後、炉の再点火を行いまして、炉の温度を徐々に上げていきまして平常運転に移るという方法になってまいります。

したがいまして、まず計画停電が発表されてから、実際に停電が実施されました場

合、炉のほうを約8時間程度停止という状況になってまいります。そうしますと、1日当たり約27トン、――30トン弱ですけれども、焼却能力が落ちるということになってまいります。

一方、計画停電は予告がされたものの実際停電が実施されなかった場合、こういう場合も約6時間程度、前作業から確定までの時間で消火作業を行いますもんですから、その場合でも約20トン程度の焼却能力が落ちるというようなことになってまいります。

そういうことで、停電が実施される場合には、一般ごみの外部搬出量でございますけれども、予告の場合で約、費用に換算しますと90万程度、それから実際実施されました場合には1回当たり約120万程度委託料が増加するというような見込みでございます。

ただ、費用につきましては、今年度につきましては3億5000万ほど排ガス処理装置の件で、生ごみの外部処理費につきまして予算をいただいておりますので、なるべくその中でですね、対応できればというふうに考えておりますけれども、回数が多くなりますと費用のほうもかさんでまいりますので、その辺最終的にはお願いする場合が出てくるかもしれませんということでございます。

以上が計画停電の実施につきまして報告でございます。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） 今井課長。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） はい。環境課の今井です。斎場のほうを所管しておりますので、計画停電について御報告申し上げたいと思います。座りまして御報告いたします。

斎場につきましては、非常用発電機がございまして、あくまでも非常用であるために火葬炉

4 炉ありますけども 2 炉しか稼働ができないという状況になります。

計画停電がもし実施された場合は、斎場に御遺体を搬入された順番により、最初の 2 件分を最初火葬を行い、その後残りがあった場合、その後火葬を行うというふうな手順を送っております。

大体斎場のほうでは、年間 1 3 0 0 体ほど火葬をしておりますけども、1 日平均しますと 3.5 体程度でございます。それを式前、式後、午前、午後、大体分けてやっておりますので、大体午後 2 体とかそれくらいの状況じゃないかと思っておりますので、発電で可能な件数ぐらいは処理できるんじゃないかなと思っております。

ただ、計画停電中は待合室、エアコン、トイレが使用できませんので、斎場利用者の方におかれましては、斎場の業者さんのほうに通知文と斎場の計画停電のカレンダーを送付し、周知をしているところでございます。

以上です。

○委員長（田方芳信君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（植原 勉君） はい。あります。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） 今の計画停電ですけれども、2 時間炉をとめるということで、前から今炉の中に入るとるごみを焼却するわけですよ。

そうすると、炉が今度冷えてから次炉がぬくもって稼働するまでの時間、そういうのを計算すつとですね、計画停電ちゅうのが九電がいつまでこれを実施するのかちゅうのが一つの把握しなければならない問題で思うんですよね。

そうすると、ごみをよそに委託をするごみが今度はふえてくるわけですよ。だから、今の清掃センターの停電がですね、今の非常用のその発電機で例えば運営をした場合に何キロワッ

トぐらい要つとですか。

○委員長（田方芳信君） 山口課長。

○ごみ対策課長（山口 剛君） はい。現在清掃センターで備えております非常用発電機の容量が 4 0 キロワットでございます。通常清掃センターで使用しております買電によります電力量が 4 0 0 キロワット、一番多いときで四百五、六十キロワットが使用しております。

発電機の容量としましては、全体をカバーするためには約、容量の 2 倍以上発電機容量は必要としますので、8 0 0 キロワットぐらいの発電容量が必要ではないかと思っております。

現在 4 0 キロワットということございまして、これはあくまでも台風ですとか送電系統の異常ですとか、そういうときのために急に、突発的にとまった場合にどう安全に運転して停止させるかというためだけの冷却関係の容量しか備えておりませんもんですから、今回の場合には停止をせざるを得ないというふうに考えております。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） 今、説明で 4 0 キロワットの発電系の補充を、設備をしてるちゅうことで認識、受けとめてよかったですよね。（ごみ対策課長山口剛君「はい」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） 4 0 キロワットいうたらですね、エンジンの馬力でいえば大体 2 0 0 馬力ぐらいなんですよ。それで 4 0 キロワット起こすわけでしょう。8 0 0 馬力ちゅう発電機ちゅうのは 1 台で 8 0 0 キロワットから 1 0 0 0 ぐらいを起こすわけですよ、今。

非常事態宣言を出していながらですね、片っぱは九電さんが電気をとめるから燃やせない。その対策として 1 0 0 0 キロワットの発電機を、起こす発電機を、もう九電さんがどれくらいの間隔で、これいつまで続くかを検討された上です。これをですね、やっぱ本市とし

でも予算をとって、本来計画停電でん関係なしにですね、ずっと燃やされる設備ちゅうのを考えないんですかね、これ。

○委員長（田方芳信君） 山口課長。

○ごみ対策課長（山口 剛君） 当時、清掃設備ということで、他の自治体のホームページとかで、昨年、東京都ですとかそういうところで、計画停電を実際に実施されたというところの状況は確認はいたしました。

そのときにも発電機は実際として必要な容量は備えてはいないということで、停止せざるを得なかったというような状況でございました。

ですから、全国的にごみ焼却場というところにつきましましては、発電機を全炉稼働できるような設備として備えていないというのが、全国的なものでございまして、今後どうするのかと、来年、再来年というお話であろうかと思うんですけれども、容量がかなり大きくなりますものですから、設備を新設します場合にかなりの費用が発生いたします。

今の清掃センターはあと何年か、一応建設計画で行きますと一応5年というような、今計画で進んでおりますものですから、なかなかそこまで発電機を新たに購入してというようなことは非常に難しいかなというふうに思っております。

○委員（植原 勉君） はい。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） 今説明ば聞いとって、何か清掃センターの考え方が全国的にそれがなかけんせぬと、何かのんきな話のごたんな。

そして、まちっとやっぱりほら、5%削減と言いながらね、1回にとめた費用ちゅうのが今160万ぐらいかかるわけでしょう。800キロワットの発電機は3000万ぐらいで買わるとでしようが。じゃ、30回とめたら発電機はただになっとやなかつね。

そういうところ、もうちょっと検討してです

よ、よそこに委託をしよるこの状態の中で、よそが発電機はもう据えた例がなかけんじゃなくて、やっぱり途中でとめられればダイオキシンの問題とかいろんなことが発生するし、2時間ばかりのロスじゃなかわけでしょうが。炉が冷えれば、炉がぬくもるまでまず何時間か油をたかぬばあかんわけで、そぎゃんとのリスクから計算したら、発電機を800キロワットの発電機にするなら1台でよかわけだから、そういうのをやっぱり検討するあれがあるちゅうのをやっぱ認識されたらどうですかね。

○委員長（田方芳信君） 山口課長。

○ごみ対策課長（山口 剛君） 発電機の設備としまして、3000万というようなお話でございすけれども、そのあたりはちょっと。金額的なものはですね、なかなかあれなんですけれども。

私たちの課としましては、レンタルとかそういうもので受電を生かしながらできないかというようなことも検討をいたしました。ただレンタルにつきましましては、実際停電が実施されるかというのはもうほんと2時間前にしか確定いたしませんものですから、その辺で確保するの非常に難しいと。

それと、九電さんのほうにも電源車とかそういうふうなものを備えていらっしゃるんじゃないかということでお尋ねもいたしましたけれども、九電さんのほうにつきましましては、送電時のトラブルとかそういうもので電源車を確保しておりますものですからお貸しはちょっとというようなことでした。

なるべく運転にですね、支障がないようにということで考えております。九電さんのお話によりますと、今回のお願いといいますのは万が一のためというようなことであらうございまして、火力発電所が今全体稼働しておりますので、その大きい火力発電所のほうがトラブルがなければ停電は実施しなくてもいいというようなお話

も聞いておりますので、その辺ですね、実施されないという方向を願っているところでございます。

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。

○委員（植原 勉君） よかよかよか。（「そっでよか、そっでよか」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） よろしいですね。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で計画停電時の対応についてを終了します。

・生活環境に関する諸問題の調査（ごみ非常事態宣言後の状況について）

○委員長（田方芳信君） 次に、ごみ非常事態宣言後の状況について、執行部から発言の申し出があっておりますので、これを許します。

山口課長。

○ごみ対策課長（山口 剛君） はい。それでは引き続き、非常事態宣言後のごみの処理状況について御説明をいたします。座って説明させていただきます。

今回お配りしております資料は、24年の5月末現在の数値でございます。若干小数点ですとかそういうものを丸めた状態で記載をさせていただいておりますので、年間に集計します数字と若干その辺で違ってくる部分がございますもんですから、一応上のほうに速報値ということで表示をさせていただきました。

それから、凡例ということで右下のほうにわかりやすいように平成21年度の分につきましては、平成21年6月から平成22年5月までの実績ということで、（「21年度」と呼ぶ者あり）これは非常事態宣言前の1年間ということで50グラム減量をさせていただきたいということで算定しました根拠となります1年間の数字を使わせていただいておりますので、ここで21年度と表記されている分につきましては、

この範囲内でございます。

それから、24年度と表記しております部分につきましては、23年の6月から24年の5月までということで直近1年間の分でございます。

それでは、まず可燃物の量でございますけれども、平成24年の5月につきましては、実績としまして1696トンでございました。21年と比べますと29トンの増量となっております。1年間通算では308トンの減量ということでございます。続きまして、1日1人当たりの排出量でございますが、5月の比較につきましては15.1グラムの増量ということで、年間では5.4グラムの減量というふうになっております。

一般の搬入と許可業者の搬入で、直接清掃センターに持ち込まれました量は年間で604トンの減量、5月で86トンの増加となっております。

可燃物の合計としましては、5月で115トンの増加をしております。年間では912トンの減量があっております。

一方、資源物のほうでございますけれども、24年の5月につきましては258トンということで、21年と比べまして15トンの増量でございます。それから、1人1日当たりでございますけれども、約6グラムの増加をしております。年間につきましては2.7グラムの増加でございました。

一般と許可業者の搬入でございますけれども、5月が22トンの増量、年間で62トンの減量となっております。1日当たりの排出量は0.7トンが5月の増加となっておりますが、年間につきましては0.2トンの減少ということになっております。

処理実績のほうでございますけれども、5月に可燃物として取り扱いましたものは、収集しましたものと直接搬入しましたものを含めまし

て本年の5月で2623トンでございました。これは87トンの増加をしております。中間処理後の可燃物、中で資源物を分別します際に発生します量でございます。21年度かなり459トンということで出ておりますけれども、これは布団がその当時ありましたことで、それを処理した分で459トンと大変に多く出ている数字でございます。24年の5月は20トンが発生をしております。合計につきましては352トンの減少としております。

焼却の処理量でございますけれども、今年の5月が2357トンでございまして、21年と比較しますと326トンの減少をしております。また、外部委託量でございますが、292トン委託をしております、下のほうに金額を載せておりますけれども、1318万6000円ということで外部処理をさせていただいております。

ピットの残量につきましては、563トンでございまして、4月より若干10トンほど低下をしております。

炉の稼働状況でございますが、1号炉、2号炉合わせまして5月で2357トン焼却をしております。稼働日数が28日と30日。1日当たりの焼却量が41トンで合計82トンを1号炉、2号炉合わせて焼却をしております。

焼却灰ですとかそういうもの、排ガスの濃度、その辺を逐一監視しながら、能力の限り燃えるものは燃やしていきたいというふうに思っておりますけれども、今後水分等かなり上昇してきますもんですから、また下がっていく方向になるだろうというふうに考えております。

それから、資源の日、日曜日版でございます。5月につきましては、月2回、第2と第4日曜日実施しております。合計しまして、可燃・不燃系合わせまして9.09トンが搬入をされております。利用者数につきましては295名が利用されておまして、4月に比べますと

かなりの皆様利用をされている状況でございます。ただ、隣の1件当たりの平均持ち込み量につきましては30.8キロということで変わっております。

それから、一番下のほうに速報でございますけれども、6月実施しましたものについて載せております。

6月につきましては、可燃・不燃系合わせまして5.7トンということで、5月と比べましてかなり減っておりますけれども、これは1回、日曜日が大雨ということで、かなり利用者がそのとき少なかったという状況でございます、今後ともですね、利用者の状況等を見ながらですね、進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（大倉裕一君） ちょっといいですか。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 済みません。焼却日数の1号炉が2日、2号炉に比べて短いんですよね。28と30日。これ2日間とまってるていうのは何が要因なんですか。

○委員長（田方芳信君） 高崎課長補佐。

○ごみ対策課長補佐（高崎博昭君） 高崎でございます。よろしくお願いします。

定期点検の関係でそのとき焼却炉がとまっておりますので、これ日数を出す場合はその稼働時間を24で割って一応日にちを出すようにしておりますので、その差というか、焼却炉を点検のために停止したため減ったわけでございます。

以上です。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。定期点検で2日間とまったってことですけど、これ1年に1回ということでよかったですかね。定期点検を1年に1回。

○委員長（田方芳信君） 山口課長。

○ごみ対策課長（山口 剛君） はい。整備につきましては、約４５日間隔でとめて整備を数日ということしておりますことで、今回その整備時期に当たったということでございます。

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上でごみ非常事態宣言後の状況についてを終了します。

ほかに当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会します。

（午後０時００分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２４年７月１１日

建設環境委員会

委員長